

箕面市障害者市民施策推進協議会の専門部会について

1. 開催根拠

箕面市障害者市民施策推進協議会開催要綱

(専門部会)

第7条 市長は、専門的な事項を検討するため、次に掲げる専門部会を開催するものとする。

2. 各部会の概要

部会名	検討事項	開催頻度	運営・進行
		部会員	
①障害者計画及び障害福祉計画部会	第8期箕面市障害福祉計画（令和9～11年度）の策定について検討する。	必要に応じて （R6年度：開催なし） ※R8年度は次期計画策定のため、年2～3回開催予定	部会長 （座長が指名） （部会長の指名により副部会長を置くことができる。事務局は、開催準備、調整、報告書作成などを行う。）
		希望する構成員等	
②障害者差別解消法部会	障害者の差別解消に関する取り組み等について検討する。	必要に応じて （R6年度：1回）	
		希望する構成員等	
③手話言語条例・障害者情報コミュニケーション促進条例部会	手話言語条例・障害者情報コミュニケーション促進条例に基づく施策の推進について検討する。	必要に応じて （R6年度：3回）	
		希望する構成員等及び部会長が認めた者	

※専門部会への参加は任意です。

※任期の途中で希望を変更することもできます。